

# 建設業への改正労働基準法の適用について

## ～R6.4から残業時間の上限が適用されます～

---

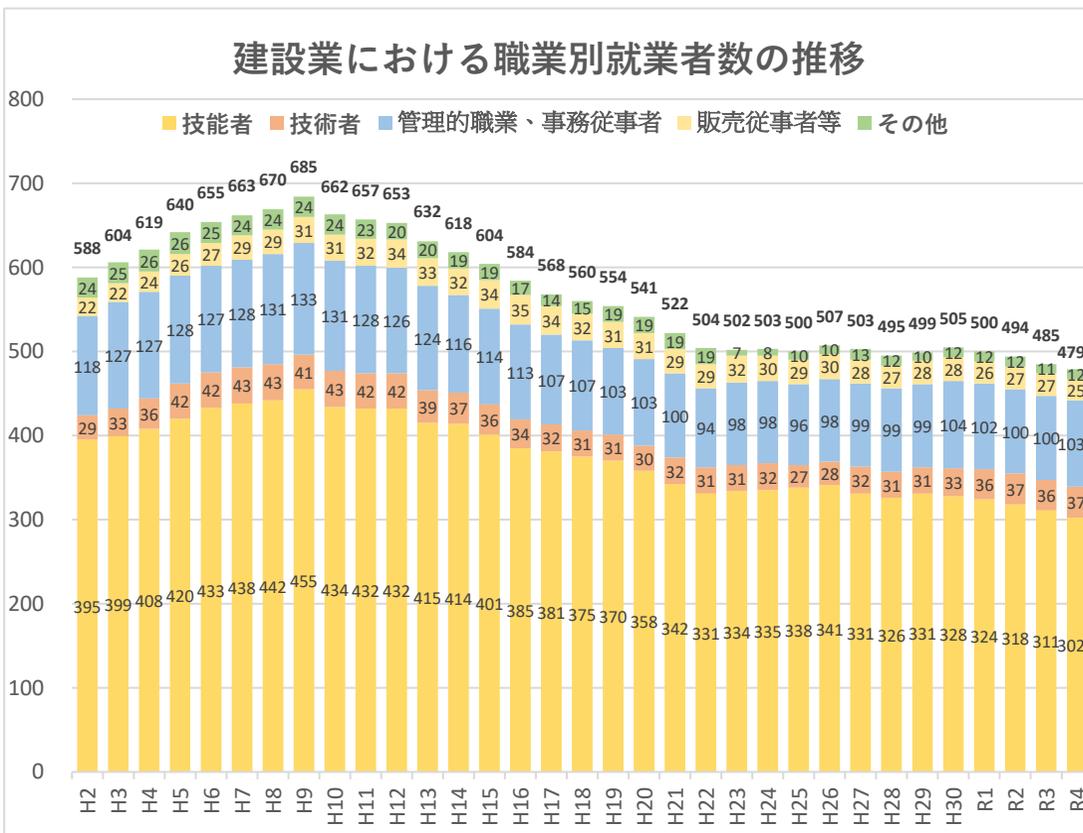
国土交通省 四国地方整備局 建政部  
令和5年

# 建設業就業者の現状

## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

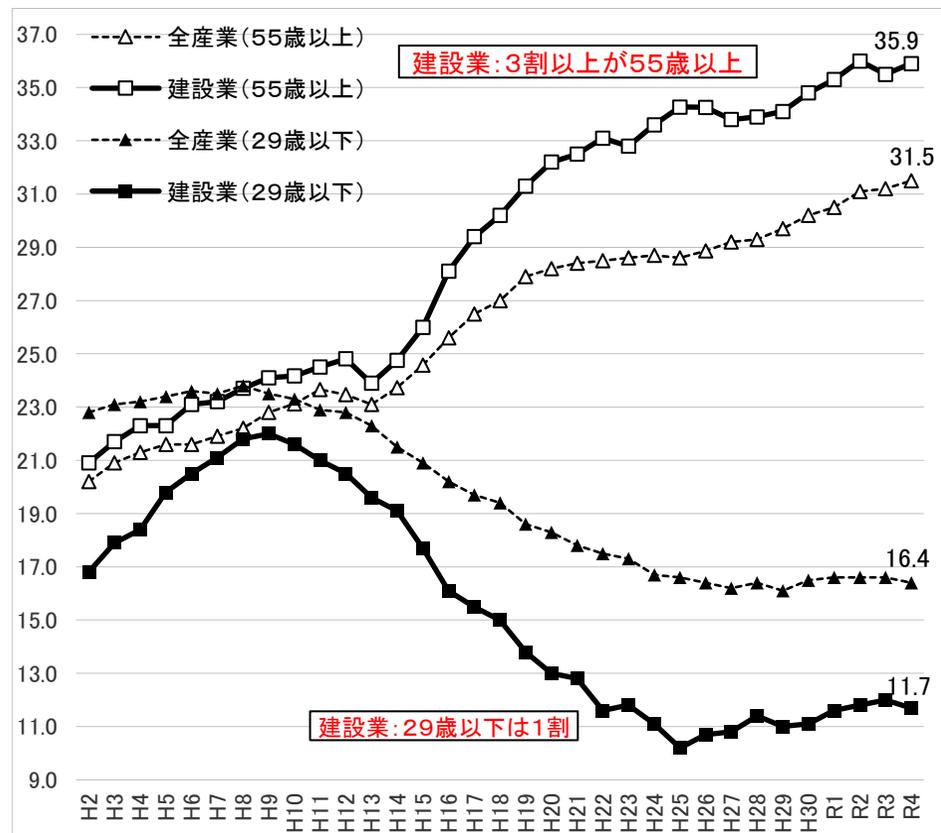
### 建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

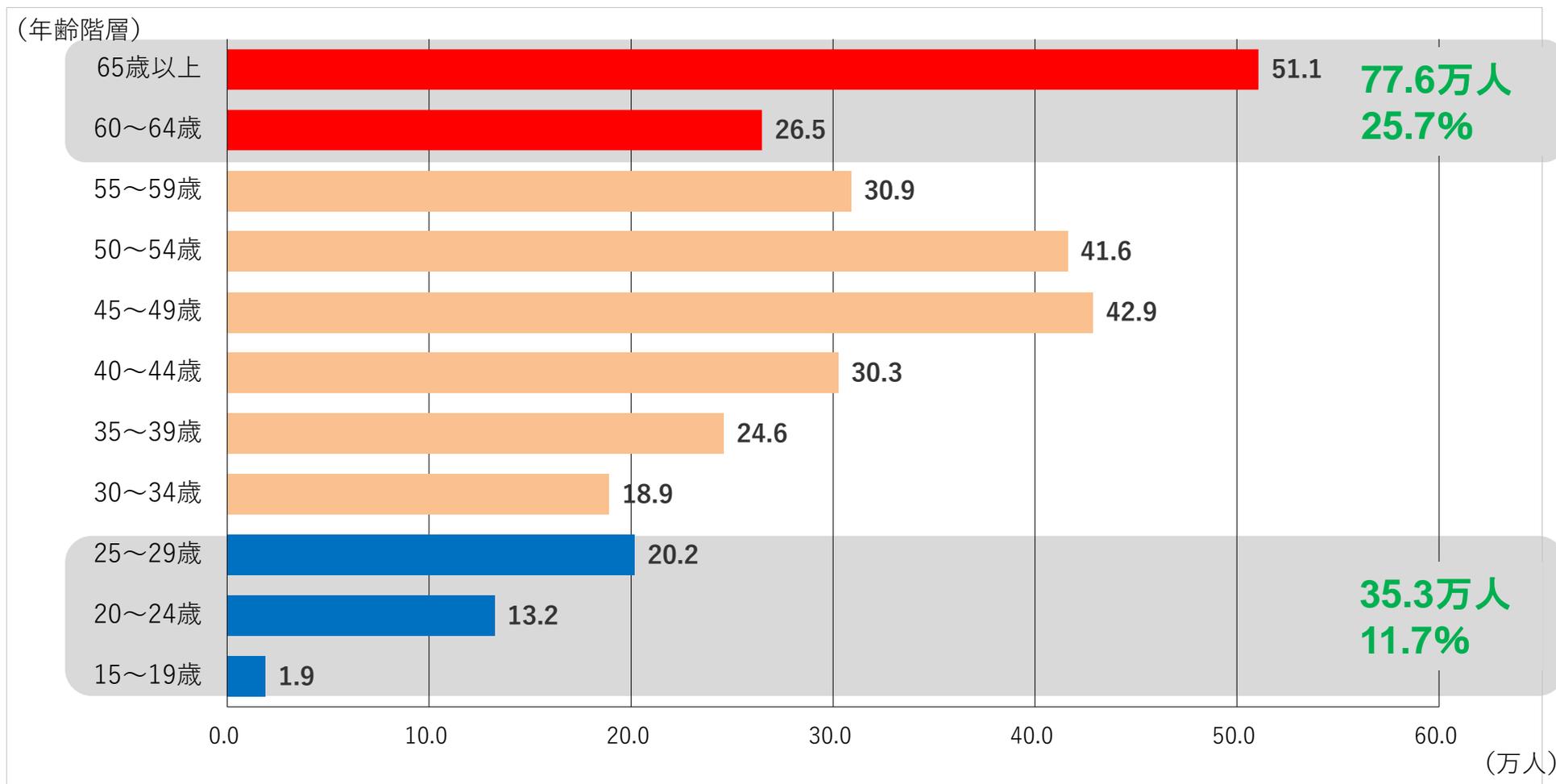


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

# 年齢階層別の建設技能者数

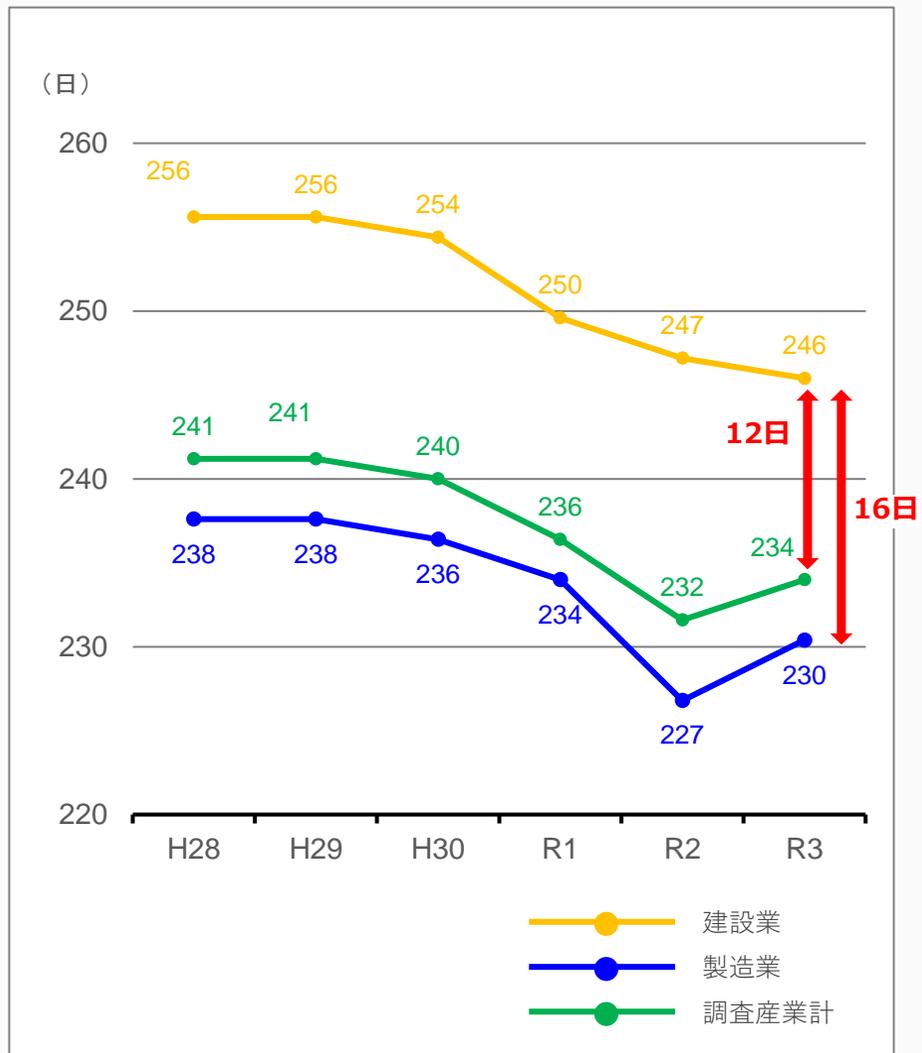
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。


**担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

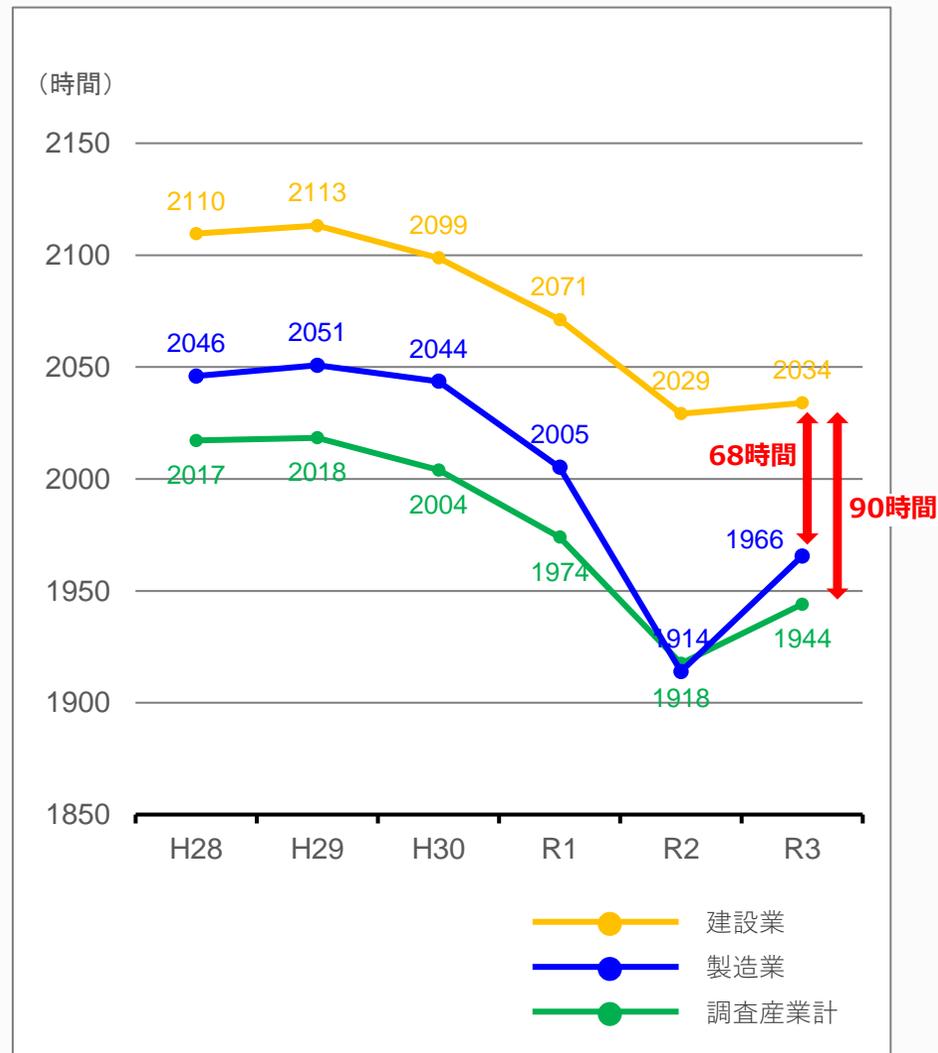


出所: 総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

## 産業別年間出勤日数



## 産業別年間実労働時間



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（パートタイムを除く一般労働者）を基に国土交通省で算出

## 建設業における平均的な休日の取得状況

○出所：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和4年6月15日公表)

### 全体



### 公共工事の受注がほとんど



公共工事の方が、比較的休日が取得できている

### 民間工事の受注がほとんど



平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定

※担い手3法の改正（公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

- 相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
- 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
- i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

- 予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
- 価格のダンピング対策の強化
- 建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

<議員立法\*>

※平成17年の制定時及び  
平成26年の改正時も議員立法

### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更  
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止  
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化 <入契法>

### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：  
補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：  
一定の要件を満たす場合は配置不要

### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

### ○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

<政府提出法案>

## 開催概要

- 日 時 : 令和5年3月29日 17:15 ~ 18:15  
出席団体 : 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会  
テ ー マ : 建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進 等

本意見交換会において、以下のことについて申し合わせを行った。

- 様々な課題があるものの、本年は 技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進める こと
- 建設業の働き方改革に向けて、 全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組む こと



〈 意見交換会の様子 〉

## 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成し、その実施を勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 注文者

#### ◆通常必要と認められる期間に比して、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

#### ◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについては、**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

#### 【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

#### ◆**工事を施工しない日や時間帯の定め**をするときには**契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

### 建設業者

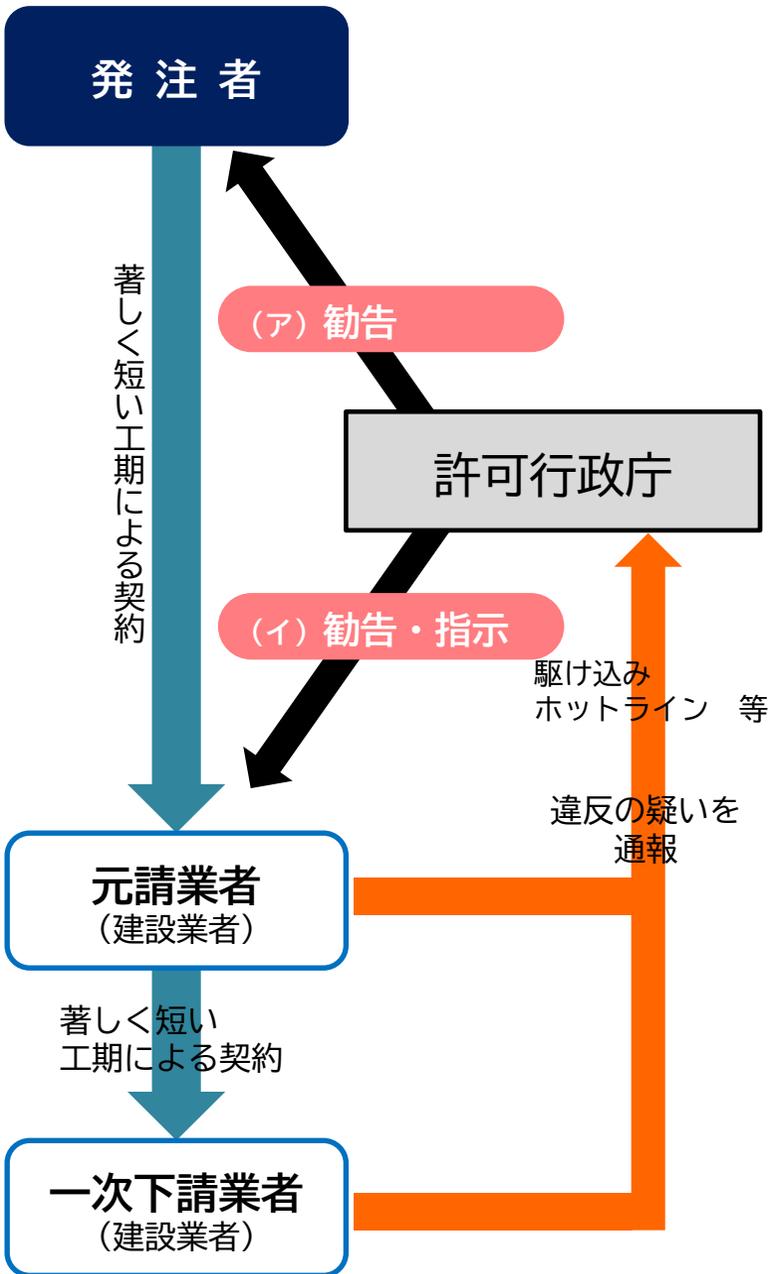
#### ◆**工程の細目を明らかにし、** **工程ごとの作業及びその準備に** **必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)





(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

- 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用  
⇒**建設業は令和6年4月から適用**

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)  
**罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の  
限度

- ・原則、**①月45時間** かつ **②年360時間(月平均30時間)**
  - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
    - ③ 年 720時間(月平均60時間)
      - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
        - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
        - ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)
        - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。